

多久市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 17 日

多久市長 香 月 正 則

多久市条例第 33 号

多久市火入れに関する条例の一部を改正する条例

多久市火入れに関する条例（昭和 59 年多久市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第 2 項中「又は強風注意報、異常乾燥注意報」を「、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は林野火災に関する注意報」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。